

○大隅肝属広域事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則

平成21年4月1日

大隅肝属広域事務組合規則第10号

肝属地区一般廃棄物処理組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成12年
肝属地区一般廃棄物処理組合規則第8号）の全部を改正する。

改正

令和4年3月29日規則第7号

大隅肝属広域事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、大隅肝属広域事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成
21年大隅肝属広域事務組合条例第17号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（職員の勤務時間、休暇等）

第2条 職員の勤務時間、休暇等に関しては、鹿屋市職員の勤務時間、休暇等に関する條
例施行規則（平成18年鹿屋市規則第40号）の例による。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月29日規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。